結城市民文化センターアクロス

ホール利用の注意事項

当館では、施設をご利用していただく皆様が、安全でスムーズに催事が行えるよう常に心がけております。そのために、ご利用される皆様にもいくつかの守っていただきたい事項があります。以下のことについてご確認いただき、催し物を計画してください。

１．当館スタッフが対応する作業

結城市民文化センターでは、原則的に機材の設置・撤去及び操作は主催者または主催者手配の専門業者の方に行っていただいております。ただし、簡易なものに関しましては、当館スタッフが設置・調整及び撤去をいたします。当館スタッフ対応範囲の作業例は以下のとおりです。

（１）舞 台

① 緞帳の昇降操作（昇降のきっかけを出す担当者が必要となります。）
② 舞台操作盤の操作
③ 小迫りの操作（昇降の合図担当者及び安全管理のための舞台監督等の手配が必要となります。）
④ 音響反射板の設置
⑤ ひな壇設置の指導・補助
⑥ 幕類設置の指導・補助
⑦ 特殊設備の設置・撤去
⑧ ピアノの設置・移動（本番中、移動が多い場合は主催者で人員の手配が必要となります。）

（２）音 響

① ６本以内のマイクの設置（ワイヤレスマイク含む。）
② 再生装置・録音装置の設置
③ 吊りマイク装置での録音は記録用であることを条件に設置（要望については対応しない。）
④ 楽器の拡声はマイクを専用にし、かつ音量固定でのみ対応
⑤ ２台以内のモニタースピーカの設置・調整

（３）照 明

① 基本照明の設置・調整（ボーダーライト、サスペンションライト、シーリングライト）
② 位置固定のスポットライトの設置・調整（２ヶ所まで）
③ 舞台背景を照らす照明設備（ホリゾントライト）の設置・調整（色固定のみ）
④ 基本的な調光操作（開演、終演及び休憩時等）

２．使用当日について

（１）使用を許可した時間まで、各施設の入口はお開けできません。

（２）消防法に規定された定員を超えて観客を入場させないでください。
（大ホール　定員１，２８６名　立見７０名，　小ホール　定員３６７名）

（３）万一の際に備え、来場予定者１００名に対して１人以上の避難誘導員を配置してください。また、ホール入り口、楽屋口等に監視者を配置するなど、関係者以外の立ち入りを規制するよう努めてください。

（４）消火設備並びに非常口や通路に物を置かないでください。

（５）舞台上の備品を使用、移動する際は必ず事前に当館スタッフご確認ください。

またその他の備品の使用や掲示物を掲示する場合等、当館スタッフの指示に従って配置してください。

（6）事務用品は、主催者側でご用意ください。

（7）催事終了後は、すべての使用施設について、備品の返却や清掃を含め使用前の状態にもどし、必ず当館スタッフに確認してから退館してください。

（8）会場備品を破損または紛失された場合は、速やかにお申し出ください。状況によっては主催者に弁償していただく場合もございます。

（9）備品使用料は当日お支払いください。

(10) 当日出たゴミはすべてお持ち帰りください。

3． 禁止事項

（1）大・小ホール客席内での飲食

（2）施設敷地内禁煙（屋外に３カ所喫煙所あり）

（3）両面テープの使用

（4）セロテープ、画びょうでの壁への張り紙

（5）舞台上での水物の使用

（6）客席内通路に物（写真撮影等の三脚、机、椅子等）の設置（火災予防条例）

（7）火気の使用　※ただし、演出上必要があって使用する場合は、事前に申請すること。

（8）避難誘導灯の消灯　※ただし、演出上必要性があって消灯する場合は、当館防火管理者と防火責任者の許可を受け、開演前のアナウンス等で消灯を周知すること。

4．舞台準備について

◇「当館スタッフ及び主催者」は当館スタッフの立ち会い指導のもと、主催者で数名の人員を手配してください。

◇仕込み時間は目安です。また撤去の時間は仕込み時間のおおよそ半分です。

◇主催者側で専門業者を手配する場合は、事前に仕込み図等を提出の上、各業者と当館スタッフとの打ち合わせが必要です。

（1）舞台

大ホール音響反射板の設営	当館スタッフ	約３０分
小ホール音響反射板の設営	当館スタッフ	約３０分
ひな段の設営	当館スタッフ及び主催者	約３０分
小ホール張り出しステージ設営	当館スタッフ及び主催者	約１時間
バレエシートの設営	当館スタッフ及び主催者	約１時間

（2）音響

通常の講演・シンポジウム等	当館スタッフが対応	約３０分
演出を伴う催事・営利目的 （入場料徴収する等）	主催者で専門業者をご用意ください（なお、当館の音響備品を使用する場合は、舞台音響経験３年以上、または、同等のプロの方とします。）	
演出を伴わず入場無料 ※上記「１当館スタッフが対応する作業」の「(２)音響」に該当するもの	内容により当館スタッフが対応	

（3）照明

音響反射板の照明	当館スタッフが対応	約１時間
講演や会議等の仕込み	当館スタッフが対応	約１時間
演出を伴う催事・営利目的 （入場料徴収する等）	主催者で専門業者をご用意ください（専門業者とは舞台照明経験３年以上、または、２級以上照明技術者資格のある方とします。）	
演出を伴わず入場無料 ※上記「１当館スタッフが対応する作業」の「(３)照明」に該当するもの	演出内容により当館スタッフが対応	
ピンスポットを使う	１台に１名の専門業者をご用意ください（専門業者とは舞台照明経験３年以上、または、２級以上照明技術者資格のある方とします）	

（4）準備時間の一例　※時間は、内容によって前後します。

◇大ホールで講演会を催す場合　約１時間３０分
◇小ホールで講演会を催す場合　約１時間
◇大ホールで音響反射板、ひな段を使用して催す場合　約１時間３０分
◇小ホールでピアノ発表会を催す場合　約１時間
◇小ホールでカラオケ発表会を催す場合　約１時間

５．舞台設備の取り扱いについて

（1）ピアノ

◇ピアノの移動は、当館スタッフで対応します。なお、本番中の移動や吹奏楽コンクールなど多くの人がピアノのそばを通る場合は２、３名のピアノ保護要員と移動の補助の手配をお願いします。
◇ピアノの上に物を置かないでください。
◇マイクロホンをセットする場合を含め、ピアノへのガムテープ等の接着物の使用は禁止です。

◇調律は主催者でご手配ください。なお、調律は利用時間内に行って下さい。

◇調律範囲４４１～４４２Hz

※範囲外のピッチに調律する場合は、利用時間内に通常ピッチ範囲に戻す調律（戻し調律）を必ず行ってください。

◇調律に際して、ハンマーを削るなどのアクション部分の調律を行う場合は、必ず当館委託の調律師を立ち会わせていただきます。（費用主催者負担）

◇ピアノの天板をはずす場合、天板の着脱は主催者手配の調律師に作業していただきます。

（２） 音響反射板の設置

◇音響反射板を設営・撤収の際には、安全確保の理由から舞台上での作業可能な区域は限定されます。タイムスケジュール決定の際には、ご注意下さい。

（３）金屏風

◇屏風の移動がない場合、当館スタッフが設置・撤去をいたしますが、それ以上の移動がある場合、専門技術者の手配をお願いいたします。また、屏風を取り扱う際は表面を傷めないために軍手等の手袋着用してください。

（４） 舞台上の水の取り扱い

◇舞台上は水物厳禁です。ただし、ステージドリンクとして水を置く場合は、ペットボトルのようにフタ付の容器を使用する、下にトレーを敷くなど、措置を講じていただければ可能です。

（５）看板、生花についてのお願い

◇看板、生花は主催者でご用意ください。

◇舞台上で水をこぼさないでください。生花を飾る場合は、シート等を敷いて水が床面にこぼれないようにしてください。

◇花の撤去は屋外でお願いいたします。

◇当館には看板用木枠はございません。主催者でご用意ください。

◇懸垂幕を多量に設置する場合、すべてを吊ることが困難な場合があります。

※横看板、懸垂幕の目安となるサイズ

大ホール　横看板…幅 90ｃｍ～120ｃｍ／長さ 10m～12m

（反射板　　幅 60ｃｍ～90ｃｍ／長さ７～９m）

懸垂幕…幅 90ｃｍ／長さ６m程度

小ホール　横看板…幅 60ｃｍ～90ｃｍ／長さ５ｍ～６ｍ

懸垂幕…幅 60ｃｍ／長さ４m程度

（６）松ヤニの使用

◇バレエ等で滑り止めとして使用する松ヤニは、以下の条件で使用できます。

- 走りこみ部分及び楽屋からの導線すべてにリノリウムを敷くこと
- 楽屋通路を養生すること

６．特殊設備について

（１）オーケストラピット

◇現在オーケストラピットは鉄骨を入れた状態であり、貸し出ししておりません。

（１列から５列の座席を撤去することは可能です。その際は、撤去した座席の保管場所の確保や撤去及び復帰のための人員手配が必要となります。）

（２）小迫り

◇小迫り機構を使用は安全確保が困難なため、一般の方にはお貸し出ししておりません。

（参考）小迫り機構を使用のマニュアル

○小迫りの使用は、舞台上に大きくかつ深い穴が開くため，極めて大きな危険なため、安全確保の理由から下記の条件が満たされた場合にのみ利用可能とする。

① 小迫り運転中に肉眼での安全確保が可能な照明の光量があること
② 運転中の小迫りの周囲に人がいないこと
③ 運転開始の合図を出す担当者がいること
④ 舞台上で安全確認（肉眼での目視限定）をする担当者がいること
⑤ 奈落からの安全確認及び危険が発生した場合，小迫りの停止ボタンを操作する担当者がいること
⑥ 安全管理のために舞台監督等を手配すること

（３）小ホール分割ステージ

◇小ホール分割ステージの稼動は、ホールの構造上、目視による安全確認が困難なため、準備・設営時に限定させていただき、演目上演中の稼動はお断りしております。

７．火気使用、危険物持込について

（１）火気使用について

◇火気使用については原則として禁止しています。（火災予防条例第２３条）

※演出上必要があって火気（煙草や線香等、裸火、スモークマシン等）を使用する場合は、事前に消防署へ火気使用の承認申請書を提出の上、その承認事項を当館スタッフに報告してください。

（２）危険物の持ち込み

◇危険物とは、**火気 ・異臭のするスプレー類・動物 ・刃物、銃器類・大量の液体、煙 など**が該当します。使用、持ち込む場合については、消防署及び関係機関への事前確認等、特別な届出と許可が必要です。危険物、または危険物と判断しづらいものの持込み、使用がある場合は必ず事前に当館スタッフまでお問合せください。